



熊本県公報

号外 第64号
令和5年(2023年)
2月21日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例附則第14項等の規定による給料に関する規則	(人事委員会) 1
○熊本県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 7
○熊本県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 7
○熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 9
○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 9
○熊本県義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 10
○熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 10
○熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 11
○熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 11
○熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 12
○熊本県職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 13
○熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 14
○熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 14
○熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 15
○熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 15
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 16
○熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 16

登 載 依 頼

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例附則第14項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例附則第14項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。）附則第14項、第16項、第18項又は第19項、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。）附則第16項、第18項又は第19項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号。以下「市町村立学校給与条例」という。）附則第11項、第13項又は第14項（第11条及び第12条において「一般職員給与条例附則第14項等」という。）の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号。以下「定年条例」という。）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をさ

る掲をた員職当給
 けにれげ職の相給
 受号こ上る他等よ
 が各はりなる格に
 員のき切とす降定
 職次とにこの規額の
 該た円こ規額の規
 当がじ0いに月等
 り)生0な項料項
 よ)を1し1給9
 定いう数を達第基1
 規この)の条第
 の規未さう8第例
 等項未さうとい2、
 2料0たと第間与
 1給5じ」法の給
 第日に生額らで員
 則当額を月かま職
 附相該数料日般
 例等当端給た前一
 条格の礎のの、
 与降額満基な日を
 給「る未条とる額
 員てめ円9員れる
 職おに0「第職さす
 一に号1て格任相
)の該上い降任に
)の該上い降任に
 じ。こ当円に期又差
 て(以応5の任用任
 お(に)の任用任
 い額に、こ例、額支
 お月区捨以下特任、
 条に料り切額。はの給
 給月給切額。はの給

(1) 者員い0を
 (2) 給料に日該料のち
 2 が月額と
 3 給料当
 4 用受て、
 (1) 他に規
 (2) 該給
 (3) 給規
 (4) 給規
 (5) 給規

第10条の理の職員に

の掲をた員職当給
 けにれげ職の相給
 受号こ上る他等よ
 が各はりなる格に
 員のき切とす降定
 職次とにこの規額の
 該た円こ規額の規
 当がじ0いに月等
 り)生0な項料項
 よ)を1し1給9
 定いう数を達第基1
 規この)の条第
 の規未さう8第例
 等項未さうとい2、
 2料0たと第間与
 1給5じ」法の給
 第日に生額らで員
 則当額を月かま職
 附相該数料日般
 例等当端給た前一
 条格の礎のの、
 与降額満基な日を
 給「る未条とる額
 員てめ円9員れる
 職おに0「第職さす
 一に号1て格任相
)の該上い降任に
)の該上い降任に
 じ。こ当円に期又差
 て(以応5の任用任
 お(に)の任用任
 い額に、こ例、額支
 お月区捨以下特任、
 条に料り切額。はの給
 給月給切額。はの給

(1) 者員い0を
 (2) 給料に日該料のち
 2 が月額と
 3 給料当
 4 用受て、
 (1) 他に規
 (2) 該給
 (3) 給規
 (4) 給規
 (5) 給規

第10条の理の職員に

- 日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第12項等の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。
 - (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第10条第1項各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
 - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
 （この規則により難しい場合の措置）
- 第11条 一般職員給与条例附則第14項等の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。
- （雑則）
- 第12条 この規則に定めるもののほか、一般職員給与条例附則第14項等の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。
- 附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の苦情相談に関する規則（平成17年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4」に改める。

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の定年等に関する規則（昭和60年熊本県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第4条第5項」を「第14条」に改める。
第2条に次の4号を加える。
(3) 管理監督職 条例第6条第1項各号に掲げる職をいう。
(4) 異動期間 条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。
(5) 異動期間延長職員 異動期間（条例第9条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員をいう。
(6) 延長前再任用 条例第12条及び第13条の規定により採用することをいう。
第4条中第2項を用第4項とし、同項中「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改め、第1項を第3項とし、同項中「別記第1号様式」を「別記第3号様式」に改め、第3項の前に次の2項を加える。

条例第4条第1項ただし書きに規定する異動期間延長職員の勤務延長に係る人事委員会への承認申請は、別記第1号様式により行うものとする。この場合においては、前条の職員の同意を得たことを証する書面及び履歴書を添付しなければならない。

2 人事委員会は、前項の承認の申請を受けた場合は、その結果を別記第2号様式により通知するものとする。

第5条第2項中「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3項中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第6条の見出しを「(勤務延長に係る状況の報告)」に改め、同条中「勤務延長」を「勤務延長(条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)」事由及び期限」に改める。

第6条の次に次の4条を加える。

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第7条 条例第6条第3号に規定する人事委員会規則で定める職は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)別表第5(その3)の職務の級の5級に掲げる基準職務の職とする。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得なければならない。

2 条例第9条第2項又は第4項に規定する人事委員会への承認申請は、別記第7号様式により行うものとする。この場合においては、前項の職員の同意を得たことを証する書面及び履歴書を添付しなければならない。

3 人事委員会は、前項の承認の申請を受けた場合は、その結果を別記第8号様式により通知するものとする。

4 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校、市町村(熊本市を除く。)立学校及び組合(地方自治法第284条第1項の一部事務組合をいう。)立学校の校長の職とする。

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第9条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までに条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用)

第10条 条例第12条及び第13条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体標語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務成績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

別記第4号様式を別記第6号様式とし、別記第3号様式を別記第5号様式とし、別記第2号様式を別記第4号様式とし、別記第1号様式を別記第3号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

別記第1号様式

別記第2号様式

別記第6号様式の次に次の2様式を加える。

別記第7号様式

別記第8号様式

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 この規則による改正後の熊本県職員等の定年等に関する規則第3条から第6条までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年熊本県条例第31号。以下「改正条例」という。)附則第2条の規定による勤務延長(改正条例による改正後の熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号。以下この条及び附則第4条において「新条例」という。)第4条の規定により引き続いて勤務を続けることを行う。)について準用する。

2 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正条例による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、旧条例第3条に規定する定年)に達している職員とする。

(暫定再任用)

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
 第6条中「別表」を「別表第1」に改める。
 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。
 2 一般職員給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。
 別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（附則第2項関係）

期間の区分\職員の区分	2項職員
	円
1年未満	31,500
1年以上2年未満	31,500
2年以上3年未満	31,500
3年以上4年未満	31,500
4年以上5年未満	31,500
5年以上6年未満	31,500
6年以上7年未満	31,500
7年以上8年未満	31,500
8年以上9年未満	31,500
9年以上10年未満	31,500
10年以上11年未満	26,300
11年以上12年未満	21,000
12年以上13年未満	15,800
13年以上14年未満	10,500
14年以上15年未満	5,300
備考	
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第2号の職員となった日以後の期間を示す。	
2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。	

附 則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の住居手当に関する規則（昭和49年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。
 第4条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を第5条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の3の規定により勤務した後に退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を第5条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の3の規定により勤務した後に退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。」を削る。
- 2 則次（以下「単身赴任手当に関する規則」とする。）は、令和5年4月1日から施行する。熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を第5条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の3の規定により勤務した後に退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。」を削る。
- 3 規第5条第1項第1号の規定は、令和5年4月1日から施行する。熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を第5条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の3の規定により勤務した後に退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。」を削る。
- 4 施行日前に、この規則を施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表以外の部分中「この条」の次に「及び附則第6項」を加える。

第5条第3項第1号中「前条」の次に「第1項及び第2項（同条第3項及び附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。）並びに附則第7項」を加え、同項第2号中「前条」の次に「第1項及び第2項並びに附則第7項」を加え、同項第3号中「前条」の次に「第1項及び第2項並びに附則第7項」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第2項の見出し及び第4項を加える。

（一般職員給与条例附則第12項等の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額）

4 一般職員給与条例附則第12項又は県立学校給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、第2条第2項各号には定めぬ日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 一般職員給与条例附則第12項又は県立学校給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員のうち、第2条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

（一般職員給与条例附則第12項等の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

6 一般職員給与条例附則第12項又は県立学校給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、一般職員給与条例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

7 一般職員給与条例附則第12項又は県立学校給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則（平成22年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「一般職員給与条例第5条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「再任用短時間勤務職員」という。）を「一般職員給与条例第5条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に改め、同項第2号柱書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第14号

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第15号

熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部を改正する規則

熊本県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。
熊本県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の3第4項」を「第6条の4第3項」に改める。
第2条中「第6条の3第2項」を「第5条の2第2項」に改める。
別表(第2条関係)イの表第1号区分の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「**特定任命**」という。)により職員となつた者のうち、平成18年4月以後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「**一般職給与法**」という。)の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者その属する職務の級が10級であつたもの別表(第2条関係)イの表第2号区分の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

7 特定任命により職員となつた者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの別表(第2条関係)イの表第3号区分の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

8 特定任命により職員となつた者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。
第3条各号列記以外の部分中「**県立学校給与条例第6条の2及び市町村立学校給与条例第6条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員**」を「**県立学校給与条例第6条第10項及び市町村立学校給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員**」に改め、同条各号中「**再任用職員**」を「**定年前再任用短時間勤務職員**」に改める。

附 則
1 熊本県公立学校給与条例第14項又は市町村立学校給与条例附則第9項の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「**当該各号に掲げる額**」とあるのは、「**当該各号に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)**」とする。
別表第1及び別表第2中「**再任用職員**」を「**定年前再任用短時間勤務職員**」に改める。

附 則
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「**令和3年改正法**」という。)附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「**改正後の規則**」という。)第3条各号列記以外の部分の規定を適用する。第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、改正後の規則第3条第1号から第3号まで、別表第1及び別表第2に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみ

3 令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合(これを「**改正後の規則**」という。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、改正後の規則第3条第1号から第3号まで、別表第1及び別表第2に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみ

なして、これらの規定を適用する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）
 の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「勤務時間条例第2条第3項の再任用短時間勤務職員」を「勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第10条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「その日数」を「当該日数」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の4第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同項第1号及び同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の5及び第12条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

- 附 則
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（この項及び次項において「改正後の規則」という。）第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第10条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項並びに第10条の5並びに第12条の2の規定を適用する。
 - 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の規則第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第8条第2項、第10条、第10条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第10条の4の規定を適用する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第18号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成11年熊本県人事委員会規則第20号）
 の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「第2条第4号ア（イ）」を「第2条第6号ア（イ）」に改める。

附 則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。